

○甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例

昭和47年10月2日

条例第29号

改正 昭和48年12月22日条例第47号

昭和59年3月28日条例第14号

昭和59年12月24日条例第39号

平成6年10月7日条例第27号

平成8年3月22日条例第4号

(題名改称)

平成10年3月26日条例第5号

平成12年3月24日条例第3号

平成12年3月24日条例第15号

平成12年12月21日条例第41号

平成12年12月21日条例第45号

平成14年12月26日条例第33号

平成15年3月26日条例第7号

(題名改称)

平成18年9月29日条例第42号

平成19年12月21日条例第45号

平成21年9月18日条例第32号

平成24年6月22日条例第18号

平成27年6月26日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、小児にかかる医療費の助成をすることにより、小児の健やかな成長に寄与するとともに医療費の軽減を図ることを目的とする。

(昭59条例14・平8条例4・平15条例7・改)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(昭59条例14・昭59条例39・平6条例27・平8条例4・平10条例5・平12条例3・平12条例15・平15条例7・平19条例45・平27条例24・改)

- (1) 小児 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で小児を現に監護するものをいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。
- (4) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所若しくは薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者は、本市の区域内に小児が住所を有する保護者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民票に記載されているものとする。ただし、規則で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

(昭59条例14・平8条例4・平12条例45・平15条例7・平19条例45・平24条例18・改)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する保護者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。

(平19条例45)

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属している者
- (2) 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和52年9月条例第30号）による医療費助成金の支給を受けることができる者
- (3) 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）による医療費助成金の支給を受けることができる者

(資格証の交付)

第4条 市長は、前条の保護者に対し、規則で定めるところにより、甲府市すこやか子

育て医療費助成金受給資格証を交付するものとする。

(平8条例4・平15条例7・改)

(医療費助成金)

第5条 小児の疾病及び負傷に関して、医療保険各法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）が行われた場合には、当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額を医療費助成金として支給する。

(平6条例27・全改、平8条例4・平15条例7・平18条例42・改)

2 前項の場合において、医療保険各法の規定により高額療養費若しくは高額介護合算療養費が給付される場合、医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により医療費の給付を受ける場合の医療費助成金は、前項の支給額から当該給付額を控除した額とする。

(平6条例27・全改、平19条例45・平21条例32・改)

(医療費助成金の支給方法)

第6条 医療費助成金は、保護者の請求に基づき、1月を単位として支給するものとする。

(平6条例27・改)

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である小児が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で医療を受けたときは、市長は、保護者に支給すべき医療費助成金の額の限度において、当該保護者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額を除く。）を、当該保険医療機関等の請求に基づき、当該保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

(平6条例27・全改、平8条例4・平15条例7・平19条例45・改)

3 前項の規定により市長が当該保険医療機関等に対し支払をしたときは、当該保護者に対し、医療費助成金の支給があったものとみなす。

(平6条例27)

4 第1項に規定する請求は、保険給付を受けた日の属する月の翌月から2年以内に行わ

なければならない。

(平8条例4)

(医療費助成金の支給制限)

第7条 医療保険各法の規定に基づき、小児にかかる保険給付の制限を受けた場合は、医療費助成金の全部又は一部を支給しない。

(平6条例27・平8条例4・平15条例7・改)

2 保護者及び小児が医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者でないときは、当該該当期間中は医療費助成金を支給しない。

(平12条例45・全改、平15条例7・改)

3 前2項に定めるもののほか、支給理由が第三者の行為によって生じた場合は、医療費助成金は支給しないことができる。

(平6条例27・改)

(他の法令による医療に関する給付との調整)

第8条 医療保険各法以外の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、この条例による医療費助成金は支給しない。

(平6条例27・改)

(医療費助成金の返還)

第9条 偽りその他不正な行為により医療費助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、その者からその助成を行った金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(昭59条例14・平6条例27・改)

(損害賠償請求権)

第10条 市は、支給理由が第三者の行為によって生じた場合において、医療費助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(平6条例27・改)

(療養にかかる費用の算定方法)

第11条 この条例による療養にかかる費用の算定の方法は、すべて健康保険法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたところにより行うものとする。

(昭59条例14・平6条例27・平12条例41・平14条例33・改)

(受給権の譲渡等の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(平19条例45)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例27・平19条例45・改)

附 則

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 (昭和48年12月22日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和59年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月24日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年10月7日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市乳児医療費助成金支給条例の規定は、平成6年10月1日以降において医療を受けた者について適用し、同日の前日までに医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月22日条例第4号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において医療を受けた者について適用し、同日の前日までに医療を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和52年9月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則 (平成10年3月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第15号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において医療を受けた者について適用し、同日の前日までに医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第41号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第45号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において医療を受けた者について適用し、同日の前日までに医療を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月26日条例第33号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第7号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間においては、新条例第3条中「小児」とあるのは、「小児（平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者を除く。以下同じ。）」とする。
- 4 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間においては、新条例第3条中「小児」とあるのは、「小児（平成8年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者を除く。以下同じ。）」とする。

- 5 前2項の規定により平成16年4月1日又は平成17年4月1日に新条例の規定の適用を受けることとなる者に係る医療費の助成は、これらの者が当該規定の適用を受けることとなる日以後において受けた医療に係る医療費について行う。
- 6 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の甲府市乳幼児医療費助成金支給条例の規定により交付されている資格証は、当該資格証の有効期限の到来する日までの間は、新条例の規定により交付された資格証とみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第42号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第45号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月18日条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条から第4条までの規定による改正後の条例の規定は、平成20年4月1日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成24年6月22日条例第18号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年6月26日条例第24号）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。